

医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

2025年9月30日

医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っております。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- (4) 電子処方箋を発行については、現在調整中です。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応調整中です。
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- (7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示しています。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。